

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年4月12日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区標準準拠システム導入支援業務委託（令和4年度、令和5年度）

(2) 業務内容

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行を受けて、世田谷区では現在稼働している標準化対象システムを、国の定める標準仕様にに基づき各事業者がガバメントクラウドに構築した「標準準拠システム」に移行していく必要がある。デジタル社会の実現に向けた重点計画においては標準準拠システムへの移行の目標時期は令和7年度（2025年度）とされているため、可能な限り早期に着手の上で計画的に取り組むことが必要とされている。

以上を踏まえ、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」の作業手順等に基づき、標準準拠システムへの移行に向けて全体進捗管理や調達に係る支援を委託するため、以下の業務を実施すること。

現行システムの概要調査

令和3年度に着手している現行システムの機能一覧および連携一覧に関する追加調査の支援および手順書の基礎項目調査の重要度「中」以下の調査項目について調査を行う。

Fit & Gap 分析

業務システム所管課（以下、「所管課」という。）によるFit & Gap分析にあたり、所管課の支援および差異の部分への対応方法について検討を行う。

移行計画の策定

移行計画書のテンプレートを作成し、各業務に展開した上でとりまとめる。

概算見積

予算要求にあたりベンダに概算見積を求める際の資料作成を行う。

ベンダに対する情報提供依頼（以下、「RFI」とする。）

調達に向けたRFIを行うための資料作成を行う。

ベンダへの提案依頼（以下、「RFP」とする。）

RFIの結果を勘案して仕様の調整を所管課と行い、最終的な調達仕様書を作成し、実施要領や評価基準のテンプレートの作成などで所管課の支援を行う。

非機能要件の検討

国から示されている非機能要件に係る要件定義について整理を行い、必要な検討内容や今後の検討方針にあたり支援を行う。

連携基盤導入の検討

区で新規に調達予定である連携基盤について、導入に向けたスケジュールや仕様の検討支援を行う。

国や各システムベンダの動向確認

国や各ベンダの継続的な動向確認および、適宜各ベンダへのヒアリング用の調査票の作成と収集した情報の整理をする。

全体計画書作成

区が想定している移行スケジュールや調達範囲をとりまとめ、全体計画書を作成し、後述する標準化推進委員会、作業部会及び検討部会での検討結果を随時反映させる。

標準化推進委員会、作業部会及び検討部会のマネジメント

4月から構築する標準化推進体制として、各業務所管課が準備作業を行い、その内容を報告・共有・審議して案を作成する作業部会と、全体方針の策定や各作業部会からの協議内容の承認、重要事項の審議を行う標準化推進委員会を設置する。これらの会議体においてDX推進担当課と共に事務局としてマネジメントを行う。

標準化推進委員会、作業部会及び検討部会の議事の記録

先述した標準化推進委員会、作業部会及び検討部会において、DX推進担当課と共に出席し、議事の記録を行う。

標準準拠システム導入に係る工程管理支援【令和5年度のみ】

標準準拠システム導入事業者が決定する前までにプロジェクト全体計画書を作成する。工程全般の管理指針（案）の策定をする。

また、各事業者が作成する個別プロジェクト計画書について妥当性評価やプロジェクト全体計画書との整合性の確認を行い、実際の構築に係る工程管理全般の支援も併せて行う。

(3) 履行期間

令和4年6月上旬から令和6年3月31日まで

令和5年度について、本事業に係る予算配当があること、年度ごとに評価（プロジェクト管理能力および業務支援の効率性・有効性、対応の迅速性・的確性等）し、良好であることを条件として、同じ事業者と随意契約を締結する。

契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定する。

当該契約に係る区の歳出予算の削減があった場合、または履行状況が不良であった場合は、当該契約を変更または解除することができるものとする。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納が

ないこと。

- (5) ISO/IEC 27001またはJIS Q 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案全体を通しての説得力、わかりやすさ(資料編集・提示能力の高さ)
- (2) 各業務における実施手法の具体性・的確性、実施手法の選択理由の合理性・的確性、スケジュールの妥当性、区の負荷軽減に向けたアイデア等
- (3) 本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性
- (4) 事業者及び業務責任者や主従事者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等
- (5) 見積金額の妥当性

5 手続等

(1) 担当課

〒154-0016

東京都世田谷区弦巻二丁目23番1号 世田谷区事務センター

世田谷区DX推進担当部DX推進担当課

電話：03-3439-1511 FAX：03-3439-2541

(2) 説明書(実施要領、提案要求仕様書)の交付期間、場所及び方法 期間

令和4年4月12日(火)から4月25日(月)まで

(土日祝日を除く。午前9時～午後5時まで)

場所

5(1)に同じ。

方法

来庁又は電話問合せに対して、希望者に無償配布する。

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限

令和4年4月25日(月)午後5時(必着)

申込先

5(1)に同じ。

方法

別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名等を明記のうえ、持参により提出すること。

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限

令和4年5月20日(金)午後5時(必着)

場所

5(1)に同じ。

方法

持参に限る。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有

「標準準拠システム導入支援業務委託(令和6年度)」

(全体の進捗管理、庁内推進体制各会議体のマネジメント、調達業務支援等)

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ

(6) 費用負担

参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。

(7) 提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

(8) 透明性・公平性の確保

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(9) 契約

事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。

(10) 事業詳細

詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者の場合**

東京都の公共工事設計労務単価の
職種ごとの単価の85%相当額
(各職種の金額は裏面をご覧ください。)

**工事以外の契約の
労働者の場合**

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり 1,170円

労働報酬下限額とは・・・

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。

労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。

一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは・・・

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、
世田谷区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/004/d00135058.html>

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,625円	潜かん世話役	3,804円	型わく工	2,795円
普通作業員	2,295円	さく岩工	3,284円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,124円	左官	2,944円
造園工	2,295円	トンネル作業員	2,635円	配管工	2,497円
法面工	2,880円	トンネル世話役	3,570円	はつり工	2,667円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,177円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,039円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,783円	サッシ工	2,731円
電工	2,731円	土木一般世話役	2,710円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,933円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,731円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,561円	ダクト工	2,434円
塗装工	3,103円	潜水士	4,399円	保温工	2,412円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,103円	設備機械工	2,444円
運転手(特殊)	2,614円	潜水送気員	3,029円	交通誘導員A	1,658円
運転手(一般)	2,157円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,477円
潜かん工	3,230円	軌道工	4,962円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和3年12月20日告示によるものです。なお、工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額については、算定基礎となる国土交通省が定める公共工事設計労務単価が改定（例年2月に改定）された際には、あらためて改定額の告示を行います。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約（同労働報酬下限額の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。